

遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業募集要項等に関する質問回答一覧

No	資料名	タイトル	質問			回答
			頁	項		
1	募集要項	解除条件	1	1	(2) ①	「本事業は解除条件付きの募集」とありますが、具体的に解除条件とは何ですか。 甲府市議会にて、公募設置等予定者等が指定管理者として指定されなかった場合等をいいます。
2	募集要項	DXの活用	2	1	(2) ②	DXの活用が必要とありますが、市として必須とする特定のシステム(例:市公式アプリとの連携など)があるのでしょうか。 市として必須とする特定のシステムはありません。ご参考までに、DXの活用について本市の考えを記した資料等は次のとおりです。 ○「甲府市デジタルノサエティ未来ビジョン(2021~2030)」について https://www.city.kofu.yamanashi.jp/joho/digital_vision.html ○「甲府市デジタルノサエティ未来ビジョン」第2次アクションプラン ※34・36頁に動物園について記載 https://www.city.kofu.yamanashi.jp/joho/documents/dainijiakusyonyonpuran.pdf
3	募集要項	共用できる施設について	8	1	(3) ③	現地説明会の際に、指定管理者の詰め所他、動物園内の倉庫や、継続的に残る建物を、指定管理者も共用させてもらえる一面があるという説明があったが、具体的にどのような場所がそこに該当するか、目安になる一覧などはもらえるか?位置を示した図面と面積を記載した書類をいただきたい。 別添資料に、別添資料33「指定管理者使用可能スペース」を追加しました。既に様式1-2「別添資料貸与申込書」を提出いただいた事業者には追って資料をお送りします。
4	募集要項	インフラ整備状況	12	1	(8) ②	公募対象公園施設および特定公園施設の設計を行うにあたり、給排水、ガス、電気設備等の一次側については市工事との認識でよいか。 ご理解のとおりです。
5	募集要項	特定公園施設に関する事項	17	2	(2) ③	「本市が負担する特定公園施設の整備に要する費用は、認定計画提出者が実施する既存設備撤去に要する費用を含みます」とあるが、各範囲の引き渡し時の状態(既存設備の位置等)がわかる資料はあるか。また、撤去出来ない設備はあるか。 現状を示した資料はございませんが、別添資料11「遊亀公園第1期整備工事実施設計」に令和2年9月時点の公園平面図がありますのでご参照ください。 【特記事項】 活用想定範囲●:「公園管理事務所」周辺の「物置」「WC」は撤去済みです。 活用想定範囲●:「ライオンの鐘」「売店」は撤去済みです。また、「藤棚」は撤去する予定です。 いずれも、撤去できない設備はありませんが、インフラの切り直しなどについて、本市と認定計画提出者(選定された事業者)との協議により対応方法を決定する予定です。
6	募集要項	指定管理料	20	3	(4)	「指定管理料の上限額(消費税及び地方消費税を含む。)は564,419千円(令和9年度から13年度の5年間分、物価変動を見込んだ価格)」とありますが、物価スライドは無いという認識でよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。指定管理料は物価変動を見込んでご提案ください。また、リスク分担表の物価変動に関する記載もご確認ください。
7	募集要項	自主事業	20	3	(4)	自主事業(イベント等)を実施する場合、使用料(1,536円/m ² ・年)を負担する必要がありますが、短期間のイベント用テント設置などでもこの年額基準が適用されるのでしょうか、日割りの考え方があるのでしょうか。 「短期間のイベント用テント設置」は公園施設の設置にあたらなため、当該年額基準の適用となりません。「競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物」として、「占用面積1平方メートルにつき1日48円」が適用されます。 ○甲府市都市公園条例 第7条 別表第1「2 都市公園を占用する場合」 https://www1.g-reiki.net/kofu/reiki_honbun/e602RG00000426.html
8	募集要項	公募の実施に関する事項等	21	4	(1) ② オ、カ	公募対象公園施設および特定公園施設の設計・施工業務を行うにあたり、法人または担当技術者における資格について必須のものがあれば教えてほしい。 建設業法に準じます。また、要求水準書27頁を修正していますのでご確認ください。
9	募集要項	質問受付	28	5	(1)	第2回質問書の受付期間終了後からプレゼンテーション実施までの期間、様式の記載方法などの軽微な確認事項が生じた場合、お問合せ先に電話またはメールにより確認質問をさせていただくことは可能でしょうか。 原則として、本事業への確認事項については、第2回質問までにご提出ください。
10	募集要項	質問回答	28	5	(2) ④	回答予定日として「令和8年5月1日(金)頃までに回答」とありますが、全質問への回答を一括して予定日に公表するのではなく、回答の公表準備ができたものから順に段階的に公表いただくことはできないでしょうか。 庁内決定事務処理の都合上、5月1日の回答とさせていただきます。
11	募集要項	提出方法	28	5	⑤	提出方法は、「事務局へ持参又は書留郵便(配達方法が残る方法に限るもの)」とあるが、書留郵便以外に宅急便(佐川・ヤマト)を使用することも可能か。 ご理解のとおりです。募集要項に記載のとおり、配達記録が残る方法に限るものとし、受付期間内に必着としてください。
12	要求水準書	工事用電力等	18	4	(1) ⑩	工事用電力、通信回線、給排水は外部引き込みとあるが、それぞれルートは検討されているか。あれば図面等を含め教えてほしい。 現状、工事用の電力・通信回線・給排水の外部引き込みルートは検討しておりません。認定計画提出者(選定された事業者)と本市との協議により、ルートを検討いただく予定です。
13	要求水準書	Park-PFIによる業務に関する要求水準	22	4	(2) ② ア	公募対象公園施設の工事監理責任者を選出するにあたり、必須の資格があれば教えてほしい。 建設業法に準じます。
14	要求水準書	Park-PFIによる業務に関する要求水準	22 27	4	(2)(4) ② エ、ウ	公募対象公園施設および特定公園施設の設計を行うにあたり、給排水および電気設備の一次側埋設配管については市工事との認識でよいか。 ご理解のとおりです。
15	要求水準書	園内放送について	55	5	(4) ② (イ) カ	園内放送設備自体(ビジターセンターを含む)の設備状況概要を教えてください。例えば、放送設備はビジターセンターの受付カウンターから放送できる位置にマイク回線があるか等。 放送設備はビジターセンター2階の職員詰所にあり、放送の際は職員詰所のマイクでお話いただく形となります。スピーカーは、園内に6箇所(北園3箇所:ビジターセンター1階・ソウ舎・チンパンジー舎、南園3箇所:レッサーパンダ舎・テナガザル舎・カメ舎)設置されています。音楽を流すことも可能です。
16	要求水準書	必要な設備	58	5	(4) (ク) ア	「動物園施設にはAEDを1台以上(ビジターセンター受付は必着)設置」とあるが、現在既に設置されている箇所はあるか。ある場合、設置位置と台数を教えてください。また、他に設置必須として考えているもので、既存設置されているものがあれば教えてください。 現在、ビジターセンター受付に1台設置しておりますが、令和9年3月末までの契約となっているため、指定管理者による新たな設置が必須です。他に必須と考えている設置位置及び台数は特段ありません。
17	要求水準書	別添資料	25			入園者数について、H31年の年間の日別のデータをもらうことは可能か。 別添資料25「入園者数・入園料の実績」に追加しました。既に様式1-2「別添資料貸与申込書」を提出いただいた事業者には追って資料をお送りします。
18	要求水準書	別添資料	30			別添資料30の内容について、これらのイベントの位置づけに関して教えてください。指定管理者の自主事業、市から指定管理者への委託業務、Park-PFIの収益事業のいずれか? 指定管理料の範囲で行う指定管理業務として、イベントにご協力をいただくものと考えます。業務の棲み分けとして、動物に直接関わることや獣医師・飼育担当職員を必要とする業務については、本市が担う業務となります。
19	要求水準書	別添資料	30			市からの委託業務以外のイベントの開催については、指定管理者の自主事業となるのか、もしくはPark-PFIの収益事業となるのか、教えてください。 別添資料30「本市が実施・協力を予定する主なイベント」に記載があるような指定管理業務を除くイベントについては、指定管理者の自主事業となります。詳しくは、要求水準書59頁 5(5)をご覧ください。
20	様式集	資格審査提出書類	2	2	(4)	資格審査に関する提出書類について、正本・副本のいずれも法人の名称が記載されていて問題ありませんか。 ご理解のとおりです。
21	様式集	資格審査提出書類	2	2	(4)	資格審査に関する提出書類について、「各様式の電子データが全て保存されているCD-RもしくはDVD-Rを一部提出」とありますが、電子データの保存形式に指定はありますか。 指定はありませんが、pdf形式が望ましいです。
22	様式集	資格審査提出書類	2	2	(4)	提出書類の様式番号2-7「指定管理者指定申請書」の部数が1部とありますが、様式集19頁様式2-7の中には、「※構成法人全てが本様式を作成してください」と記載されています。グループ応募の場合には各社1部必要という認識で問題ありませんか。 ご理解のとおりです。
23	様式集	提出要領	2	2	(4)	「A4版ファイル(紙製フラットファイル)」に一括して綴じ」とあるが、綴じ方は、紙に穴をあけて綴じる、リフィルポケットに入れて綴じる等、どのような方法であっても問題ないか。 基本的には紙に穴を開けて綴じていただくことを想定しています。その他の綴じ方とする場合は、選定委員会の委員が確認しやすい方法としてください。
24	様式集	様式2-4 参加資格に関する書類	16	7		添付書類7「納税証明書の写し(法人税、消費税及び地方消費税)」について、納税証明書様式その3の3の提出で問題ありませんか。 ご理解のとおりです。
25	様式集	様式2-4 参加資格に関する書類	16			※6 類似業務の実績を証明できる資料について、契約書の写しの提出で問題ありませんか。 本市から提出を求めた場合は、ご理解のとおりです。
26	様式集	参加資格に関する書類	16			納税証明書の写しは、「その3の3」の提出で問題ないか。 ご理解のとおりです。